

船舶事故調査報告書

令和5年7月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和4年6月13日 11時13分ごろ
発生場所	島根県浜田市三隅港 島根県三隅港北防波堤灯台から真方位200° 1,300m付近 （概位 北緯34°47.0′ 東経131°55.5′）
事故の概要	貨物船第八十一三社丸は、着岸作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和4年7月19日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第八十一三社丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	134646、株式会社ジェイエスマリン
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船尾部外板に擦過傷 岸壁 上部コンクリートの一部剥離
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約5m/s、視界 良好 海象：うねり 波向北東、波高約1m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、北東からの風及びうねりがある状況下、空船で、三隅港沖の錨泊地から三隅港の北方に延びている専用岸壁（以下「本件岸壁」という。）に出船左舷着けする目的で出発した。</p> <p>船長は、本件岸壁の前面海域で、右舷錨を投下し、本件岸壁と平行になるように船首及び船尾の係船索を取って接近していたところ、本船が本件岸壁側に北東の風及びうねりによって圧流されたので、機関及び舵を使用して本件岸壁から離れようとしたものの、本船の左舷船尾部が本件岸壁に衝突した。</p> <p>船長は、風浪及びうねりの状況が改善されるまで待機していれば良かったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、北東から風速約5m/sの風及び波高約1mのうねりが本件岸壁に押し寄せる状況下、船長が、本件岸壁に出船左舷着けで着岸しようとしたことから、北東の風及びうねりを右舷に受け、左舷方に圧流され機関等を使用したものの、左舷船尾部が本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、北東から風速約5m/sの風及び波高約1mのうねりが本件岸壁に押し寄せる状況下、船長が、本件岸壁に出船左舷着けで着岸しようとしたため、北東の風及びうねりを右舷に受け、左舷方に圧流され機関等を使用したものの、左舷船尾部が本件岸壁に衝突</p>

	したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 着岸時、船体を岸壁等の方向に圧流させる風浪が強い場合は、風浪が弱まるまで錨地等で待機してから着岸すること。・ 風浪が強い場合にどうしても入港しなければならない場合は、岸壁等に圧流されることを考慮し、タグボート等の援助を要請することが望ましい。